基準点測量作業規程準則の一部を改正する省令

基準点測量作業規程準則（昭和六十一年総理府令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「基準点の測量」の下に「（以下「基準点測量」という。）」を加える。

第二条を次のように改める。

第二条　削除

第五条中「基準点測量」の下に「（補助基準点の測量（以下「補助基準点測量」という。）を除く。）」を、「電子基準点をいう。」の下に「以下本条において同じ。」を、「水準点をいう。」の下に「以下本条において同じ。」を加え、「四等三角点」を「基準点（補助基準点を除く。）」に改め、同条に次の一項を加える。

2　補助基準点測量は、基本三角点若しくは基本水準点、法第十九条第二項の規定により認証され若しくは同条第五項の規定により指定された基準点又はこれらと同等以上の精度を有する基準点を基礎として行わなければならない。

第六条第一項中「四等三角点」を「基準点」に、「令別表第一」を「国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号。以下「令」という。）別表第一」に改める。

第九条の見出し中「四等三角点」を「基準点」に改め、同条中「四等三角点」を「基準点（補助基準点を除く。）」に改め、「基準点測量」の下に「（補助基準点測量を除く。）」を加え、「主として田、畑又は塩田が占める地域及びその周辺」を「その他」に改め、「、主として山林、牧場又は原野が占める地域及びその周辺の地域にあつては四平方キロメートルに一点」を削り、同条に次の一項を加える。

2　補助基準点は、補助基準点測量を行う地域に努めて均等に配置し、その密度は、主として宅地が占める地域及びその周辺の地域にあつては一平方キロメートルに二十五点、その他の地域にあつては一平方キロメートルに四点を標準とする。

第十一条から第十三条中「四等三角点」を「基準点」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（街区基準点測量作業規程準則の廃止）

第二条　街区基準点測量作業規程準則（平成十六年国土交通省令第七十八号）は、廃止する。

告　示

○金融庁告示第八十五号

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第一条の二第一号ニ及び第九十三条の規定に基づき、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成二十一年金融庁告示第六十九号）の一部を次のように改正し、平成二十二年七月二十九日から適用する。

平成二十二年七月二十九日

金融庁長官　三國谷勝範

第二条中「国際会計基準委員会財団」を「国際財務報告基準財団」に改める。

第三条中「平成二十一年十二月三十一日」を「平成二十二年六月三十日」に改める。

別表二中「国際財務報告解釈指針委員会」を「国際財務報告基準解釈指針委員会、国際財務報告解釈指針委員会」に改める。

○総務省告示第二百七十六号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六条及び第八条の規定に基づき、平成十六年総務省告示第六百九十五号（電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインを定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年七月二十九日

総務大臣　原口　一博

第二十二条第一項に次のただし書を加える。

ただし、当該個人情報の漏えいがノートブック型パーソナルコンピュータ等の紛失又は盗難により発生したものであって、かつ、本人に対して二次被害が生じないよう適切な技術的保護措置が講じられているときは、この限りでない。

第二十二条第二項に次のただし書を加える。

ただし、当該個人情報の漏えい等がノートブック型パーソナルコンピュータ等の紛失、盗難、破損等により発生したものであって、かつ、本人に対して二次被害が生じないよう適切な技術的保護措置が講じられているときは、この限りでない。

第二十二条第三項に次のただし書を加える。

ただし、当該個人情報の漏えい等がノートブック型パーソナルコンピュータ等の紛失、盗難、破損等により発生したものであって、かつ、本人に対して二次被害が生じないよう適切な技術的保護措置が講じられているときは、四半期内に発生した個人情報の漏えい等の事実関係を当該四半期経過後遅滞なく報告することをもって代えることができる。

○法務省告示第三百八十五号

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令（平成二十一年法務省令第五十三号）第一条第一号トの規定に基づき、監理団体を第一号のとおり告示し、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき、技能実習を第一号から第三号までのとおり告示する。

平成二十二年七月二十九日

法務大臣　千葉　景子

一　監理団体の名称及び所在地

名称	所在地
社団法人日中産業技術交流協会	東京都中央区日本橋茅場町一丁目五番二号

二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
イワテ・プリミート株式会社	岩手県紫波郡紫波町星山字間野村六十七番地の五	食品加工
株式会社富田鉄工所	茨城県土浦市並木五丁目四千百八番地の二	溶接
有限会社テクノムゲン	栃木県下都賀郡藤岡町大字赤麻三千二百四十三番地十	溶接
有限会社ホンゴウ	栃木県下都賀郡藤岡町大字赤麻三千二百七十二番地四	溶接、機械加工
株式会社竹沢精機	栃木県下都賀郡藤岡町大字藤岡二千七百四十三番地	溶接
関東甲陵株式会社	群馬県邑楽郡板倉町大字海老瀬千四百十番地	プラスチック成形
株式会社多田紙工	埼玉県さいたま市南区松本一丁目十六番一号	製本
株式会社春日井	埼玉県熊谷市妻沼東五丁目八十八番地	機械加工
株式会社イズミ技研	埼玉県熊谷市弥藤吾四百五十六番地五	溶接
赤城乳業株式会社	埼玉県深谷市上柴町東二丁目二十七番地一	食品加工
甲陵樹脂工業株式会社	埼玉県越谷市大字下間久里四百八十五番地	プラスチック成形
東北甲陵株式会社	埼玉県越谷市大字下間久里四百八十五番地	プラスチック成形
株式会社栄宝器機	埼玉県入間市大字中神百十四番地一	工場板金、溶接